

国民健康保険の制度改正（県単位化）について

1 概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、平成30年度からは、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。市町村は、これまでと同様に資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の事業を引き続き担うこととなる。

財政運営のしくみは大きく変わるが、各種申請や届け出、保険税の賦課・徴収はこれまでと同様に射水市が行う。

|          | 現 行                             | 新制度                               |
|----------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 国保の運営    | 市町村ごとで運営                        | 県全体の運営方針を定め、県と市町村で運営              |
| 資 格      | 市町村単位                           | 県単位                               |
| 保険税率の決定  | 市町村が独自で決定                       | 県から納付金とともに示される標準保険料率を参考に市町村で決定    |
| 保険税の充当先  | 保険給付費に充てる                       | 県へ納付する納付金に充てる                     |
| 保険給付費の支払 | 保険税及び公費等を財源として支払                | 県からの交付金で支払<br>(保険給付費全額が市町村に交付される) |
| 市町村の事務   | 資格管理、保険税の賦課徴収、保険給付費の支払、保健事業の実施等 | 変更なし（被保険者の医療の受け方や・手続きも変更なし）       |

2 平成30年度以降の国民健康保険事業会計のしくみについて

